

庄原市下水道事業經營戰略

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

特定地域生活排水処理事業

令和4年3月

庄原市環境建設部下水道課

目 次

公共下水道事業	
1. 事業概要	1
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画（収支計画）	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
経営比較分析表（令和2年度決算）	5
収支・財政計画（公共下水道事業）	6
特定環境保全公共下水道事業	
1. 事業概要	8
2. 経営の基本方針	10
3. 投資・財政計画（収支計画）	10
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	11
経営比較分析表（令和2年度決算）	12
収支・財政計画（公共下水道事業）	13
農業集落排水事業	
1. 事業概要	15
2. 経営の基本方針	17
3. 投資・財政計画（収支計画）	17
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	18
経営比較分析表（令和2年度決算）	19
収支・財政計画（公共下水道事業）	20
特定地域生活排水処理事業	
1. 事業概要	21
2. 経営の基本方針	23
3. 投資・財政計画（収支計画）	23
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	24
経営比較分析表（令和2年度決算）	25
収支・財政計画（公共下水道事業）	26

庄原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 庄原市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用(R2.4.1に適用)
処理区域内人口密度	19	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(庄原処理区、東城処理区)		
処 理 場 数	2処理場(庄原浄化センター、東城浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成18年に汚水処理事業を見直し、1処理区(計画人口2,130人)について、合併処理浄化槽による整備に変更した。 広島県の広域化・共同化計画の方針に基づき、他市町との維持管理の共同発注に向けて、県及び関連市町との基礎的な検討を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道の使用料体系は、従量制と累進制としている。なお、上水道以外の水(井戸水等)を使用している場合は、世帯人員に応じて認定した水量としている。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭と同様				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,771 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	4,575 円
	令和元年度	3,841 円		令和元年度	4,136 円
	令和2年度	3,841 円		令和2年度	4,130 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は、令和2年度末時点で8人で、業務は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を行っている。なお、職員給与費は、公共下水道事業で5人、特定環境保全公共下水道事業で1人、農業集落排水事業で1人、特定地域生活排水処理事業で1人を計上している。
事 業 運 営 組 織	環境建設部下水道課として、市長部局で事業運営を行っている。 平成17年の合併時の職員数は15人であったが、事業の終了等による職員の削減に取り組み、現在に至っている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場管理業務、マンホールポンプ管理業務は、民間業者に委託している。 管渠については、基本的に直営であるが、詳細な点検などの業務は、単年度発注として、民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

分析欄のとおり

2. 経営の基本方針

●健全な経営基盤の構築

下水道事業は、概ね整備が完了している状況にあるため、今後は、建設投資に伴う公債費や施設の修繕などの維持管理費の増加が見込まれ、昨今の人口減少下では、厳しい経営を強いられることが想定される。限られた財源のなかで効率的な事業運営を行っていくため、適正な資産管理と透明性の高い経営を目的として、令和2年度より企業会計に移行した。また、令和2年度に策定した下水道事業のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努め、施設の延命化や計画的な改築・更新を実施することで健全な経営基盤の構築を目指す。

●収入の確保

市民に安心して安全な下水道を利用してもらうために、下水道資産を適正に更新または修繕する必要があるが、限られた財源のなかでは、適正な資産管理が困難な状況が想定される。そのため、5年に一度、下水道使用料が適正であるか検討を行い、使用料収入の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

●投資の目標

現在の補助事業は、令和8年度の完了を目標としている。

●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、令和8年度の整備概成を目指した整備を計画している。処理場については、ストックマネジメント計画に基づき、設備更新などを計画している。

●防災・安全対策に関する事項

令和3年に下水道施設の耐水化計画を策定しており、当該計画に基づき下水道施設の耐水化対策を計画している。

② 収支計画のうち財源についての説明

●財源の目標に関する事項

他会計からの補助金を極力抑えるため、補助事業に係る国庫補助金、企業債収入及び使用料収入の確保を計画している。

●使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

令和2年度の一部法適用時に、令和元年12月に改定した使用料の存続を決定した。なお、適正な使用料徴収を目的として、今後5年毎に使用料の見直し検討を行っていく計画である。

使用料の収入の考え方は、公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む。)、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の3事業の使用料を統一しており、3事業の維持管理費を3事業の使用料で賄う計画としている。

●繰入金に関する事項

地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とすることから、その経営独立採算制が原則とされているが、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」に基づき基準内繰入として一般会計から繰り入れることとする。

また、基準外の繰入については、庄原市一般会計繰出方針に基づき次のとおり繰り入れることとする。

・収益的収支については、使用料収入をもって充てることとし、原則として基準外繰出は実施せず、必要に応じて使用料を改定することとしている。適正な受益者負担を加味してもなお不足する経費について、基準外で繰り入れることとする。

・資本的収支については、建設改良費から国庫補助金等を除いた額を繰り入れることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●職員給与費に関する事項

現状の事業ボリュームでは、人員削減は困難であるため、将来の職員給与費は令和3年度と同値とした。

●動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項

処理場への流入水量が横ばいまたは減少傾向を示していることから、令和2年度実績値以下とすることを目標として同実績値を固定とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広島県広域化・共同化計画で示された方針に基づき、維持管理の共同化に向け、基準の統一などの検討を県及び関連市町と連携して進めていく。
投資の平準化に関する事項	令和2年に策定したストックマネジメント計画に基づき計画的な維持管理を実施し、改築・更新費用などの平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中での検討予定なし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度の一部法適用時に令和元年12月に改正した使用料の存続を決定しており、今後5年毎に見直しの検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要があれば、職員の増減を検討する。
動力費に関する事項	処理場やマンホールポンプなどの設備更新にあたって、省エネルギー機器への見直し、スペックダウンや運転方法など使用電力量の削減について検討していく。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理により、修繕費の低減を図っていく。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	健全な下水道経営を目的として、令和2年4月に企業会計へ移行した。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理(モニタリング)は、毎年度の決算をもとに行い、見直し(ローリング)は5年を目途に行うことにより、本経営戦略の検討、更新を行っていく。
---------------------	---

投資・財政計画(公共下水道事業)

区分	年度	(単位:千円,%)										
		2年度 実績	3年度 計画	4年度 計画	5年度 計画	6年度 計画	7年度 計画	8年度 計画	9年度 計画	10年度 計画	11年度 計画	12年度 計画
区	1. 営業	252,196	250,891	250,390	249,889	249,390	248,891	248,394	247,897	247,402	246,907	246,414
	(1) 料	251,979	250,719	250,218	249,717	249,218	248,719	248,222	247,725	247,230	246,735	246,242
	(2) 受託	217	172	172	172	172	172	172	172	172	172	172
区	2. 営業	496,025	461,637	452,298	443,073	434,132	425,647	418,358	411,382	404,392	397,816	391,767
	(1) 補	106,229	73,657	73,657	66,325	59,268	52,657	47,233	42,113	36,969	32,230	28,009
	(2) 長	389,796	380,544	378,641	376,748	374,864	372,990	371,125	369,269	367,423	365,586	363,758
区	3. 業	748,221	712,528	702,888	692,982	683,522	674,538	666,752	659,280	651,794	644,723	638,181
	(1) 職	615,872	623,571	621,659	619,756	617,863	615,979	614,105	612,240	610,384	608,538	606,701
	(2) 経	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198	14,198
区	4. 業	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373	11,373
	(1) 支	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544	215,544
	(2) 支	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412	20,412
区	5. 業	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127	15,127
	(1) 支	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005	180,005
	(2) 支	374,757	382,456	380,544	378,641	376,748	374,864	372,990	371,125	369,269	367,423	365,586
区	6. 業	66,552	81,093	73,657	66,325	59,268	52,657	47,233	42,113	36,969	32,230	28,009
	(1) 支	66,552	81,093	73,657	66,325	59,268	52,657	47,233	42,113	36,969	32,230	28,009
	(2) 支	682,424	704,664	695,316	686,081	677,131	668,636	661,338	654,353	647,353	640,768	634,710
区	7. 業	65,797	7,864	7,372	6,881	6,391	5,902	5,414	4,927	4,441	3,955	3,471
	(1) 支	4,830										
	(2) 支	51,589										
区	8. 業	46,759										
	(1) 支	19,038	7,864	7,372	6,881	6,391	5,902	5,414	4,927	4,441	3,955	3,471
	(2) 支	19,038	26,902	34,274	41,154	47,545	53,447	58,861	63,788	68,229	72,184	75,655
区	9. 業	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464	233,464
	(1) 支	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792	29,792
	(2) 支	492,549	490,089	492,423	492,867	472,226	471,311	452,972	425,788	413,162	377,587	342,012
区	10. 業	285,303	285,863	288,197	288,641	286,000	267,085	248,746	221,562	208,936	173,361	137,786
	(1) 支	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226	204,226
	(2) 支											
区	11. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	12. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	13. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	14. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	15. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	16. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	17. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	18. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	19. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	20. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	21. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	22. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	23. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	24. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	25. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	26. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	27. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	28. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	29. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	30. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	31. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	32. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	33. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	34. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	35. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	36. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	37. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	38. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	39. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	40. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	41. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	42. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	43. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											
区	44. 業											
	(1) 支											
	(2) 支											

庄原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 庄原市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (28年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用(R2.4.1に適用)
処理区域内人口密度	14	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(総領処理区、比和处理区)		
処 理 場 数	2処理場(総領浄化センター、比和浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広島県の広域化・共同化計画の方針に基づき、他市町との維持管理の共同発注に向けて、県及び関連市町との基礎的な検討を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道の使用料体系は、従量制と累進制としている。なお、上水道以外の水(井戸水等)を使用している場合は、世帯人員に応じて認定した水量としている。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭と同様				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,771 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	4,286 円
	令和元年度	3,841 円		令和元年度	3,938 円
	令和2年度	3,841 円		令和2年度	4,005 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は、令和2年度末時点で8人で、業務は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を行っている。なお、職員給与費は、公共下水道事業で5人、特定環境保全公共下水道事業で1人、農業集落排水事業で1人、特定地域生活排水処理事業で1人を計上している。
事業運営組織	環境建設部下水道課として、市長部局で事業運営を行っている。 平成17年の合併時の職員数は15人であったが、事業の終了等による職員の削減に取り組み、現在に至っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場管理業務、マンホールポンプ管理業務は、民間業者に委託している。 管渠については、基本的に直営であるが、詳細な点検などの業務は、単年度発注として、民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

分析欄のとおり

2. 経営の基本方針

●健全な経営基盤の構築

下水道事業は、概ね整備が完了している状況にあるため、今後は、建設投資に伴う公債費や施設の修繕などの維持管理費の増加が見込まれ、昨今の人口減少下では、厳しい経営を強いられることが想定される。限られた財源のなかで効率的な事業運営を行っていくため、適正な資産管理と透明性の高い経営を目的として、令和2年度より企業会計に移行した。また、令和2年度に策定した下水道事業のストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努め、施設の延命化や計画的な改築・更新を実施することで健全な経営基盤の構築を目指す。

●収入の確保

市民に安心して安全な下水道を利用してもらうために、下水道資産を適正に更新または修繕する必要がある、限られた財源のなかでは、適正な資産管理が困難な状況が想定される。そのため、5年に一度、下水道使用料が適正であるか検討を行い、使用料収入の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

●投資の目標

現在の補助事業は、令和8年度の完了を目標としている。

●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、令和8年度の整備概成を目指した整備を計画している。処理場については、ストックマネジメント計画に基づき、設備更新などを計画している。

●防災・安全対策に関する事項

令和3年に下水道施設の耐水化計画を策定しており、当該計画に基づき下水道施設の耐水化対策を計画している。

② 収支計画のうち財源についての説明

●財源の目標に関する事項

他会計からの補助金を極力抑えるため、補助事業に係る国庫補助金、企業債収入及び使用料収入の確保を計画している。

●使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

令和2年度の一部法適用時に、令和元年12月に改定した使用料の存続を決定した。なお、適正な使用料徴収を目的として、今後5年毎に使用料の見直し検討を行っていく計画である。

使用料の収入の考え方は、公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む。)、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の3事業の使用料を統一しており、3事業の維持管理費を3事業の使用料で賄う計画としている。

●繰入金に関する事項

地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とすることから、その経営独立採算制が原則とされているが、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」に基づき基準内繰入として一般会計から繰り入れることとする。

また、基準外の繰入については、庄原市一般会計繰出方針に基づき次のとおり繰り入れることとする。

・収益的収支については、使用料収入をもって充てることとし、原則として基準外繰出は実施せず、必要に応じて使用料を改定することとしている。適正な受益者負担を加味してもなお不足する経費について、基準外で繰り入れることとする。

・資本的収支については、建設改良費から国庫補助金等を除いた額を繰り入れることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●職員給与費に関する事項

現状の事業ボリュームでは、人員削減は困難であるため、将来の職員給与費は令和3年度と同値とした。

●動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項

処理場への流入水量が増減を繰り返していることから、令和2年度実績値以下とすることを目標として同実績値を固定とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広島県広域化・共同化計画で示された方針に基づき、維持管理の共同化に向け、基準の統一などの検討を県及び関連市町と連携して進めていく。
投資の平準化に関する事項	令和2年に策定したストックマネジメント計画に基づき計画的な維持管理を実施し、改築・更新費用などの平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中での検討予定なし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度の一部法適用時に令和元年12月に改正した使用料の存続を決定しており、今後5年毎に見直しの検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要があれば、職員の増減を検討する。
動力費に関する事項	処理場やマンホールポンプなどの設備更新にあたって、省エネルギー機器への見直し、スペックダウンや運転方法など使用電力量の削減について検討していく。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理により、修繕費の低減を図っていく。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	健全な下水道経営を目的として、令和2年4月に企業会計へ移行した。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理(モニタリング)は、毎年度の決算をもとに行い、見直し(ローリング)は5年を目途に行うことにより、本経営戦略の検討、更新を行っていく。
---------------------	---

経営比較分析表（令和2年度決算）

広島県 庄原市

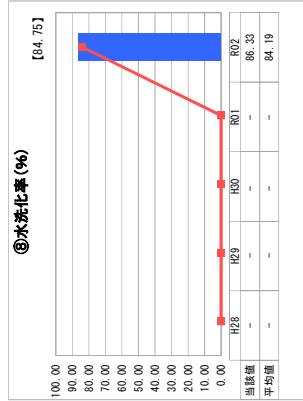
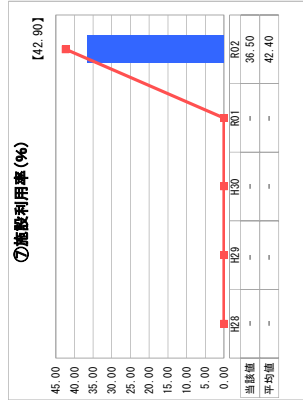
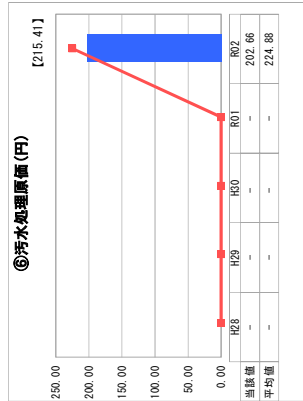
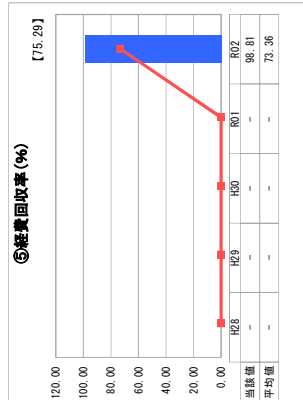
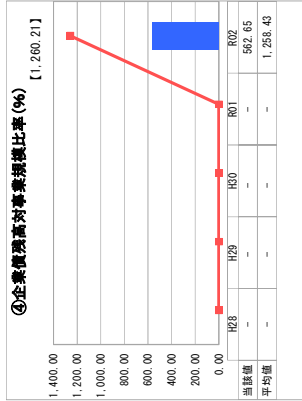
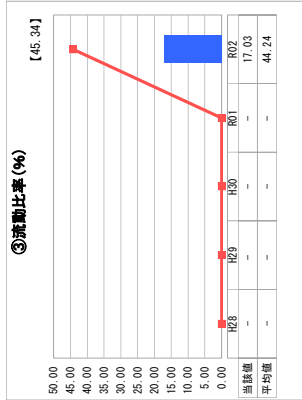
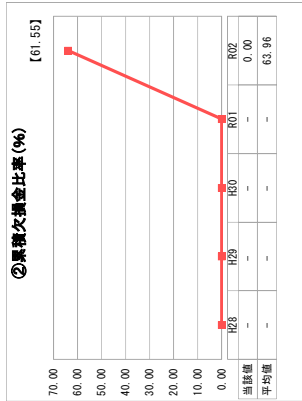
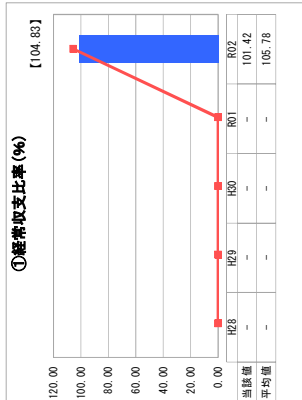
業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法適用	特定環境保全公共下水道	D2	非設置	1,246.49	27.44
資金不足比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
66.64	5.69	92.73	3,841	1.36	1,414.71

グラフ凡例

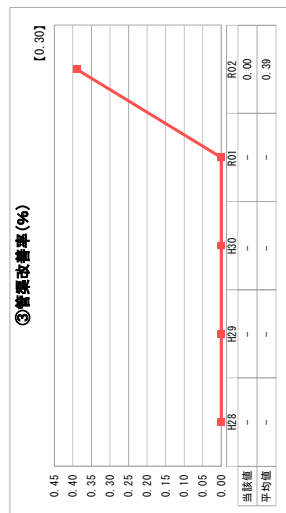
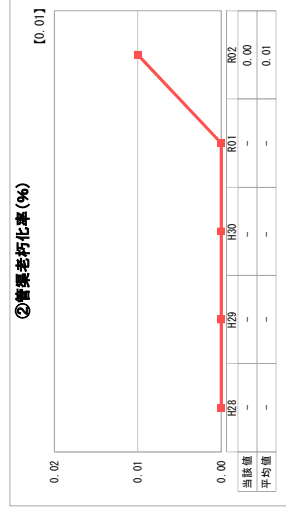
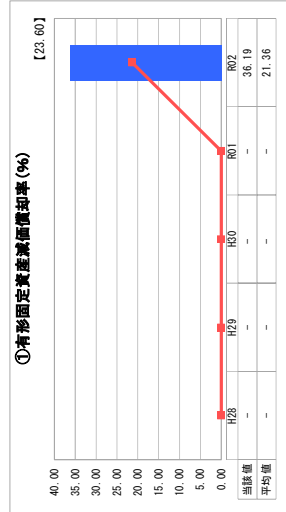
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本市の特定環境保全下水道事業は、令和2年度から公営企業会計に移行したため、各項目の数値については令和2年度からとなっている。
 経常収支比率は、単年度収支が黒字であることを示す100%を上回っており健全性を保っている。流動比率は17.03%と100%を大きく下回っているが、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債が多量にあり、この財源により整備された施設について、償還の原資が使用料収入等により得ることを旨込みでおり、未払いを含め支払いに問題が生じる見込みはない。
 企業価値高次事業規模比率は類似団体と比べて低い状況である。今後も、企業価値高を考慮に入れた適正な投資を行う必要がある。
 経費回収率は類似団体より25.45ポイント高いが、100%を下回っている。また、汚水処理原価は202.66円で、非常に高い数値のため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理原価の削減に努めなければならぬ。
 水洗比率は100%未満であるため、水洗比率の向上の取り組みが必要である。

2. 老朽化の状況について

最も早い供用開始が平成6年で、管渠工事後27年程度と耐用年数には当分至らない。

全体総括

経営の健全性・効率性の分析の結果、適正な使用料収入の確保と汚水処理原価の削減及び水洗比率の向上の取り組みが必要となった。
 処理場やマンホールポンプの長寿命化を始めとする維持管理費の削減に取り組みとともに、受益者負担の原則に基づき適正な使用者負担を求める。水洗化促進に引き続き取り組む。
 会計については、令和2年度より公営企業会計に移行（一部適用）したことに伴い経営状況の明確化を図り、計画的な事業展開に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「事業老朽比率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

庄原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 庄原市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (27年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (令和6年度より一部適用予定)
処理区域内人口密度	29	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	6処理区		
処理場数	6処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成18年に汚水処理事業を見直し、5処理区(計画人口2,220人)について、合併処理浄化槽による整備に変更した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制と累進制としている。なお、上水道以外の水(井戸水等)を使用している場合は、世帯人員に応じて認定した水量としている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と同様				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,771 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	4,173 円
	令和元年度	3,841 円		令和元年度	4,199 円
	令和2年度	3,841 円		令和2年度	4,239 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は、令和2年度末時点で8人で、業務は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を行っている。なお、職員給与費は、公共下水道事業で5人、特定環境保全公共下水道事業で1人、農業集落排水事業で1人、特定地域生活排水処理事業で1人を計上している。
事 業 運 営 組 織	環境建設部下水道課として、市長部局で事業運営を行っている。 平成17年の合併時の職員数は15人であったが、事業の終了等による職員の削減に取り組み、現在に至っている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場管理業務、マンホールポンプ管理業務は、民間業者に委託している。 管渠については、基本的に直営であるが、詳細な点検などの業務は、単年度発注として、民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

分析欄のとおり

2. 経営の基本方針

●健全な経営基盤の構築

農業集落排水事業は、概ね整備が完了している状況にあるため、今後は、建設投資に伴う公債費や施設の修繕などの維持管理費の増加が見込まれ、昨今の人口減少下では、厳しい経営を強いられることが想定される。限られた財源のなかで適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。また、令和6年度適用を目的に公営企業会計化の検討を実施している。

●収入の確保

市民に安心して安全な農業集落排水を利用してもらうために、農業集落排水資産を適正に更新または修繕する必要がある、限られた財源のなかでは、適正な資産管理が困難が想定される。そのため、5年に一度、農業集落排水使用料が適正であるか検討を行い、使用料収入の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

●投資の目標

各地区のストックマネジメント計画が完了することを投資の目標としている。

●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、整備が完了していることから、未計上である。処理場については、ストックマネジメント計画により各処理場の機械及び電気設備の更新を計画している。

② 収支計画のうち財源についての説明

●財源の目標に関する事項

他会計からの補助金を極力抑えるため、補助事業に係る国庫補助金、企業債収入及び使用料収入の確保を計画している。

●使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

令和2年度の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の一部法適用時に、令和元年12月に改定した使用料の存続を決定した。なお、適正な使用料徴収を目的として、今後5年毎に使用料の見直し検討を行っていく計画である。

使用料の収入の考え方は、公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む。)、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の3事業の使用料を統一しており、3事業の維持管理費を3事業の使用料で賄う計画としている。

●繰入金に関する事項

地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とすることから、その経営独立採算制が原則とされているが、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」に基づき基準内繰入として一般会計から繰り入れることとする。

また、基準外の繰入については、庄原市一般会計繰出方針に基づき次のとおり繰り入れることとする。

・収益的収支については、使用料収入をもって充てることとし、原則として基準外繰出は実施せず、必要に応じて使用料を改定することとしている。適正な受益者負担を加味してもなお不足する経費については、基準外で繰り入れることとする。

・資本的収支については、建設改良費から国庫補助金等を除いた額を繰り入れることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●職員給与費に関する事項

現状の事業ボリュームでは、人員削減は困難であるため、将来の職員給与費は令和2年度と同程度とした。

●動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項

処理場への流入水量が増減を繰り返していることから、令和2年度実績値と同程度とすることを目標とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広島県広域化・共同化計画で示された方針に基づき、維持管理の共同化に向け、基準の統一などの検討を県及び関連市町と連携して進めていく。
投資の平準化に関する事項	供用開始後27年が経過しており、処理場における機械及び電気設備の更新需要が高くなっていることから、機能保全計画と合わせて管路リスク評価による優先順位等を検討し、費用の平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中での検討なし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の一部法適用時に令和元年12月に改正した使用料の存続を決定しており、今後5年毎に見直しの検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要があれば、職員の増減を検討する。
動力費に関する事項	処理場やマンホールポンプなどの設備更新にあたって、省エネルギー機器への見直し、スペックダウンや運転方法など使用電力量の削減について検討していく。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の立案によって、修繕費の低減を図っていく。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	健全な下水道経営を目的として、令和6年度適用を目途に企業会計化の検討を実施している。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理(モニタリング)は、毎年度の決算をもとに行い、見直し(ローリング)は最低でも5年ごとに行うことにより、本経営戦略の検討、更新を行っていく。
---------------------	--

経営比較分析表（令和2年度決算）

広島県 庄原市

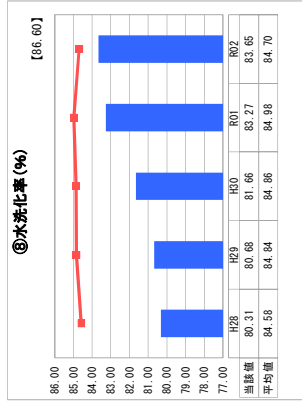
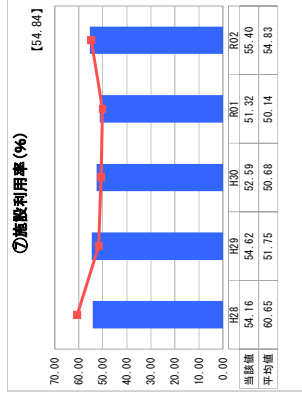
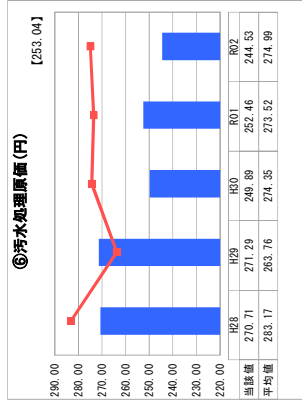
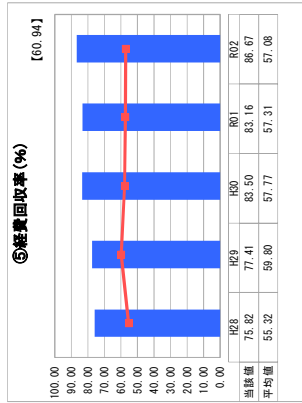
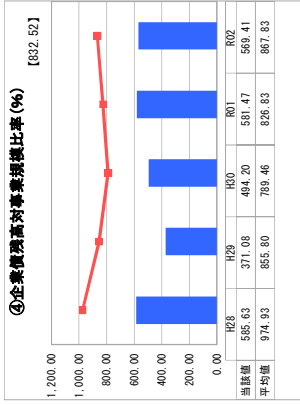
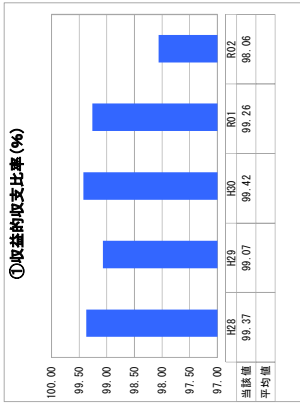
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
法非道用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置	1,246.49	34,208	27.44
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口 (人)	処理区域人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	15.04	90.37	3,841	1.78	5,084	2,886.18

グラフ凡例

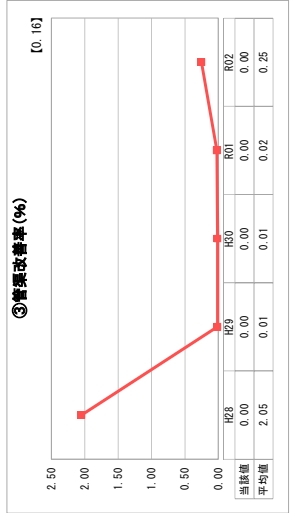
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、98.06%であり、総収入の内、71.2%が一般会計からの繰入金によるものであり、公共下水道事業の他の下水道事業と統一した業務運営排水事業では、恒常的な収入不足に陥り、その不足分を一般会計から補填する状況となっている。今後については、引き続き受益者負担の適正化を図り、必要に応じた使用料改定を行う予定としている。

②企業債借高対事業規模比率は、昨年度から12.06ポイント減少している。類似団体より低い数値であり、引き続き適正な投資に努める。

③流動比率は、昨年度から3.51ポイント上昇し、類似団体より30ポイント高い。しかしながら、100%を下回っているため、適正な使用料収入の確保と汚水処理原価の削減が必要である。

④汚水処理原価は、昨年度から7.93円減少した。類似団体より30ポイント低く、引き続き汚水処理コストの削減に努める。

⑤施設利用率は、昨年度から4.08ポイント上昇したが、最大稼働率が129.4%であり、季節によって周年より多い量の流入があったと考える。

⑥水添化率は、昨年から1.71ポイントの上昇であるが、水添化人口に大きな変動はなく、区域人口の減少により、上昇している。100%未満であるため、水添化率の向上の取り組みが必要である。

2. 老朽化の状況について

最も早い供用開始が平成7年で、管渠工事後27年程度と耐用年数の半分に達したところである。

全体総括

経営の健全性・効率性の分析の結果、適正な使用料収入の確保と汚水処理原価の削減及び水添化率の向上の取り組みが必要となった。処理費やメンテナンスコストの長寿命化を始めとする維持管理費の削減に取り組みとともに、受益者負担の原則に基づき適正な使用者負担を求める。水添化促進に引き続き取り組む。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画(農業集落排水事業)

(単位:千円)

Table with columns for years 2012-2016 (2年度 to 10年度) and 11年度, 12年度. Rows include income (収益), expenses (費用), and capital (資本) sections.

Summary table with columns R2 to R12. Rows include 'O他会計繰入金' and '収益的収支比率'.

庄原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 庄原市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (令和6年度より一部適用予定)
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	—		
処理場数	合併浄化槽1,714基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成18年に汚水処理事業を見直し、公共下水道事業1処理区、農業集落排水事業5処理区について、合併処理浄化槽による整備に変更した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制と累進制としている。なお、上水道以外の水(井戸水等)を使用している場合は、世帯人員に応じて認定した水量としている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と同様				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,771 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	4,015 円
	令和元年度	3,841 円		令和元年度	4,028 円
	令和2年度	3,841 円		令和2年度	4,076 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は、令和2年度末時点で8人で、業務は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を行っている。なお、職員給与費は、公共下水道事業で5人、特定環境保全公共下水道事業で1人、農業集落排水事業で1人、特定地域生活排水処理事業で1人を計上している。
事 業 運 営 組 織	環境建設部下水道課として、市長部局で事業運営を行っている。 平成17年の合併時の職員数は15人であったが、事業の終了等による職員の削減に取り組み、現在に至っている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務は、民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

分析欄のとおり

2. 経営の基本方針

●健全な経営基盤の構築

特定地域生活排水処理事業は、毎年50基を予算化して整備を進めている。今後は、建設投資に伴う公債費や施設の修繕などの維持管理費の増加が見込まれ、昨今の人口減少下では、厳しい経営を強いられることが想定される。限られた財源のなかで適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。また、令和6年度適用を目的に公営企業会計化の検討を実施している。

●収入の確保

市民に安心で安全な浄化槽を利用してもらうために、浄化槽資産を適正に更新または修繕する必要があり、限られた財源のなかでは、適正な資産管理が困難状況にある。そのため、5年に一度、浄化槽使用料が適正であるか検討を行い、使用料収入の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

●投資の目標

浄化槽の設置は、10年間で約530基を計画としている。

●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中に耐用年数以上を経過する浄化槽はないため、更新計画はない。

② 収支計画のうち財源についての説明

●財源の目標に関する事項

他会計からの補助金を極力抑えるため、補助事業に係る国庫補助金、企業債収入及び使用料収入の確保を計画している。

●使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

令和2年度の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の一部法適用時に、令和元年12月に改定した使用料の存続を決定した。なお、適正な使用料徴収を目的として、今後5年毎に使用料の見直し検討を行っていく計画である。

使用料の収入の考え方は、公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む。)、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の3事業の使用料を統一しており、3事業の維持管理費を3事業の使用料で賄う計画としている。

●繰入金に関する事項

地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とすることから、その経営独立採算制が原則とされているが、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき基準内繰入として一般会計から繰り入れることとする。

また、基準外の繰入については、庄原市一般会計繰出方針に基づき次のとおり繰り入れることとする。

・収益的収支については、使用料収入をもって充てることとし、原則として基準外繰出は実施せず、必要に応じて使用料を改定することとしている。適正な受益者負担を加味してもなお不足する経費について、基準外で繰り入れることとする。

・資本的収支については、建設改良費から国庫補助金等を除いた額を繰り入れることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●職員給与費に関する事項

現状の事業ボリュームでは、人員削減は困難であるため、将来の職員給与費は令和2年度と同程度とした。

●修繕費、委託費に関する事項

浄化槽の設置基数の増加に応じて、将来の修繕費及び委託費を算出した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	耐用年数を超過する浄化槽はないが、効率的な改築更新が行えるよう今後検討を行っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中での検討なし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の一部法適用時に令和元年12月に改正した使用料の存続を決定しており、今後5年毎に見直しの検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	事業の重要性や業務内容の変化など必要があれば、職員の増減を検討する。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	特になし
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	健全な下水道経営を目的として、令和6年度適用を目途に企業会計化の検討を実施している。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略の進捗管理(モニタリング)は、毎年度の決算をもとに行い、見直し(ローリング)は最低でも5年ごとに行うことにより、本経営戦略の検討、更新を行っていく。
---------------------	--

投資・財政計画(特定地域生活排水処理事業)

	2年度 決算	3年度 計画	4年度 計画	5年度 計画	6年度 計画	7年度 計画	8年度 計画	9年度 計画	10年度 計画	11年度 計画	12年度 計画
1 収益	145,841	152,324	153,928	161,365	165,360	171,371	179,750	179,694	184,676	189,320	193,963
ア 営業収入	74,077	72,711	73,561	73,943	74,317	74,568	74,466	74,367	74,269	74,173	74,079
イ 受託工事収入	74,077	72,711	73,561	73,943	74,317	74,568	74,466	74,367	74,269	74,173	74,079
ロ 収益の他											
イ 営業外収入	71,764	79,613	80,367	87,422	91,043	96,803	105,294	105,327	110,407	115,147	119,884
ロ 他会計繰入金	69,559	78,432	78,694	87,422	91,043	96,803	105,284	105,327	110,407	115,147	119,884
ハ その他	2,205	1,181	1,673								
2 総費用	153,378	140,966	143,115	146,255	149,481	152,696	160,213	159,106	162,298	165,477	168,644
ア 営業費用	148,676	134,456	138,798	140,024	143,392	146,760	154,436	153,496	156,864	160,232	163,600
イ 職員給与	4,548	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678	4,678
ロ 職費	142,128	129,808	132,120	135,346	138,714	142,082	149,758	148,818	152,186	155,554	158,922
イ 営業外費用	6,702	6,460	6,317	6,231	6,089	5,936	5,777	5,610	5,434	5,245	5,044
ロ 支払利息	6,702	6,460	6,317	6,231	6,089	5,936	5,777	5,610	5,434	5,245	5,044
ハ (一時借入金利息)											
イ その他											
3 収支差引	△ 7,537	11,358	10,813	15,110	15,879	18,675	19,537	20,588	22,378	23,843	25,319
2 1 資本的収入	51,880	44,812	70,095	66,395	66,395	66,395	66,395	66,395	66,395	66,395	66,395
ア 地方債	14,900	19,700	39,100	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100
イ 他会計出資金											
ウ 特定財源(繰越金)	70	1,246	36	57	57	57	57	57	57	57	57
エ 特定財源(繰越金)											
オ 特定財源(繰越金)											
カ 特定財源(繰越金)											
キ その他											
ク その他											
2 資本的支出	63,695	57,188	80,746	81,505	82,274	85,070	85,932	86,983	88,773	90,238	91,714
ア 建設改良費(国庫並列対象)	49,411	40,946	63,324	63,324	63,324	63,324	63,324	63,324	63,324	63,324	63,324
イ 建設改良費(国庫並列対象)											
ウ 建設改良費(国庫並列対象)											
エ 建設改良費(国庫並列対象)											
オ 建設改良費(国庫並列対象)											
カ 建設改良費(国庫並列対象)											
キ 建設改良費(国庫並列対象)											
ク 建設改良費(国庫並列対象)											
ケ 建設改良費(国庫並列対象)											
コ 建設改良費(国庫並列対象)											
カ 地方債	14,284	16,242	17,422	18,181	18,950	21,746	22,608	23,659	25,449	26,914	28,300
イ 他会計繰入金											
ウ 繰越金											
エ 繰越金											
オ 繰越金											
カ 繰越金											
キ 繰越金											
ク 繰越金											
ケ 繰越金											
コ 繰越金											
カ 繰越金											
キ 繰越金											
ク 繰越金											
ケ 繰越金											
コ 繰越金											
3 収支差引	△ 11,815	△ 12,376	△ 10,651	△ 15,110	△ 15,879	△ 18,675	△ 19,537	△ 20,588	△ 22,378	△ 23,843	△ 25,319
4 積立金	△ 19,352	△ 1,018	162	162							
5 前年度からの繰越金	105	122	162								
6 前年度繰上充用金	20,597	1,140									
7 形式収入	1,140										
8 翌年度へ繰り越すべき財源											
9 買収	1,140										
10 赤字											
11 収益的収支比率	87.0	96.9	95.9	98.1	98.2	98.2	98.3	98.3	98.4	98.4	98.4
○他会計繰入金											
収益的収支 基準内繰入	20,986	22,722	23,739	24,412	25,039	27,682	28,385	29,269	30,883	32,159	33,434
収益的収支 基準外繰入	48,573	55,710	54,955	63,010	66,004	69,121	76,899	76,058	79,524	82,988	86,450
資本的収支 基準内繰入	70	1,246	36	57	57	57	57	57	57	57	57
資本的収支 基準外繰入	69,629	79,678	78,730	87,479	91,100	96,860	105,341	105,384	110,464	115,204	119,941
合計											